

# のお知らせ

問い合わせ／

国保年金課保険担当（内線2652・2653）

## NEW 多子世帯に対する減免制度を新設

保険税の改定に伴う多子世帯における経済的負担の軽減を図るために減免制度を新設しました（平成30年4月1日から3年間）。

**対象世帯**／満18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間を含む。）の被保険者が3人以上いる世帯。対象世帯には、7月中旬に申請書等を郵送します

**減免内容**／第3子以降の均等割額を減免

**申込み**／申請書・本人確認書類（運転免許証等）・満18歳未満の被保険者全員の医療費受給者証（こどもの医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証・重度心身障害者医療費受給者証のいずれか）を持参し、国保年金課又は両支所福祉グループ

## 保険税の軽減対象を拡大

5割及び2割軽減において、表1のとおり、昨年に引き続き軽減対象世帯を拡大します。保険税は、世帯の前年中の所得状況により、均等割の7割・5割・2割の軽減措置が受けられます。軽減を受けるための申請は必要ありませんが、擬制世帯主（注1）を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者（注2）の所得税の確定申告や住民税の申告を基に判定しますので、該当する世帯で申告していない方がいる場合は、必ず申告をしてください ※収入がなかった場合や家族の扶養親族であった場合でも申告が必要です

《表1》

軽減割合	変更前	変更後
7割	基礎控除額33万円を超えない世帯	変更なし
5割	基礎控除額33万円+27万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯	基礎控除額33万円+27.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯
2割	基礎控除額33万円+49万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯	基礎控除額33万円+50万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)を超えない世帯

(注1) 擬制世帯主とは、国民健康保険の被保険者の属する世帯で、その世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、国民健康保険税の納税義務者は世帯主となり、世帯主が擬制世帯主となります

(注2) 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、継続して同一の世帯に属する方です

## その他の軽減措置

倒産や解雇、雇い止めなどによる離職者の国民健康保険税について、軽減の制度が設けられています。

**対象**／次のすべてに該当する方 ○平成25年3月31日以降の離職で、離職日現在65歳未満であり、「雇用保険受給資格者証」を持っている ○雇用保険受給資格者証の理由欄のコードが「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかに該当している

**算定方法**／前年の給与所得を100分の30で算定

**注意**／離職日以降、国民健康保険以外の医療保険（退職後の任意継続保険を除く会社の健康保険等）の加入期間などにより、該当しない場合があります

**申込み**／本人確認書類・対象者と世帯主のマイナンバーを確認できるもの・雇用保険受給資格者証を持参し、国保年金課又は両支所福祉グループ

## 受けよう！健診

～年に1度は健康チェックを！～

特定健診・健康診査を10月31日（水）まで実施しています。

国保年金課ではオレンジ色のベストを着用し、市のイベントや窓口で受診勧奨を行っています。健康管理のため、ぜひこの機会に受診してください。





# 国民健康保険

## 国民健康保険税納税通知書を7月中旬に送付

広報かがやき6月号でお知らせのとおり、保険税の税率等が改正されていますので、次の内容をご確認ください。

**世帯の課税内容**／医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分として計算されています

**個人の課税内容**／国民健康保険税個人賦課額明細書をご覧ください。ただし、端数処理を行っていないことや、限度額を超えているなどの理由により合計税額とは一致しない場合があります

**徴収方法**／普通徴収（納期ごとに口座振替や納付書により納付する）と特別徴収（年金からの天引き）の内訳が記載されています。特別徴収の対象者で今年度中に75歳となる加入者がいる場合は、特別徴収が中止され普通徴収となります。なお、職場の健康保険等に加入している場合は、国民健康保険の資格喪失届出が必要です。国保年金課又は両支所福祉グループに、職場の健康保険証・国民健康保険証・本人確認書類・対象者と世帯主のマイナンバーを確認できるものを持参し届出してください

## 国民健康保険高齢受給者証の更新

**高齢受給者証の送付**／一斉更新に伴い、70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者に対して、平成30年8月1日から使用できる新しい国民健康保険高齢受給者証（以下「高齢証」）を7月中旬に送付します

**有効期限**／8月1日から1年間、それまでに75歳を迎え後期高齢者医療保険制度へ移行する方は、75歳になる誕生日の前日までとなります

**医療費の負担割合**／平成30年度の住民税課税所得等を基に判定しており、表2のとおりです。

なお、住民税課税所得が145万円以上であっても、表3の①～③に該当する方は申請により、④は申請不要で、表2の住民税課税所得145万円未満の負担割合となります。申請書類についてはお問い合わせください ※高齢証該当者が2人以上いる世帯のうち、3割負担者が1人でもいる場合は、それ以外の方も3割負担となります

**申込み**／国保年金課又は両支所福祉グループ

《表2》

判定基準		医療費の自己負担割合
生年月日	平成30年度(平成29年中)住民税課税所得	
昭和19年4月1日以前生まれ	145万円以上	3割
	145万円未満	1割
昭和19年4月2日以降生まれ	145万円以上	3割
	145万円未満	2割

《表3》

	同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者数	平成29年中の収入額(④のみ総所得金額等－基礎控除額33万円)	負担割合変更申請
①	1人	収入383万円未満	必要
②	1人	後期高齢者医療制度へ移行した方を含めた収入合計が520万円未満	必要
③	2人以上	収入合計が520万円未満	必要
④	昭和20年1月2日以降に生まれた70歳以上の被保険者がいる世帯で、その世帯に属する70歳以上75歳未満の被保険者の総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額の合計が210万円以下		不要

